

土岐市新庁舎建設工事設計業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

土岐市現庁舎は昭和41年11月に建設され、これまで、多くの市民に親しまれてきた。竣工から48年が経過した現在まで、増改築や大規模な改修工事を行うことなく利用されてきたが、給排水・空調設備、電気設備の老朽化や建物全体の老朽化に伴う維持管理費の増大が顕著に見られるようになってきた。さらに、バリアフリー化、IT化への対応も限界となっている。

また、東海・東南海・南海地震の連動発生予測や平成23年3月に東日本大震災が発生したことから、巨大地震の発生時などに防災拠点となるべき庁舎の安全性を確保するため、平成23年度に現庁舎の耐震補強基本設計を実施したところ、建物内部に補強壁等の設置工事が必要となり、施工中の業務継続のためには状況によっては仮設庁舎の確保が必要になることや内部補強のために事務スペースが狭くなることが判った。現状における庁舎全体の各種設備の老朽化及び執務スペース等の手狭さの問題を抱えての耐震工事の実施が適切であるのかを検討の末、平成24年度実施予定の耐震工事実施設計を見合わせる事となり、平成24年第5回土岐市議会定例会において新庁舎建設を表明し、平成27年6月に「土岐市新庁舎建設基本構想」を策定したところである。

本プロポーザルは、このような経緯を踏まえ、土岐市新庁舎の設計を委ねるにふさわしい設計者を選定するため、プロポーザル方式により基本計画、基本設計及び実施設計業務の受託者を選定するものであり、本要領は、その設計者選定の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 土岐市新庁舎建設工事設計業務委託 |
| (2) 発注者 | 土岐市 |
| (3) 委託内容 | 土岐市新庁舎建設工事に係る基本計画、基本設計及び実施設計（詳細は土岐市新庁舎建設工事設計業務委託特記仕様書による） |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から平成29年7月31日まで |
| (5) 契約限度額 | 168,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (6) 募集方式 | 公募型プロポーザル方式 |

3 事業計画の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設用途 | 市役所庁舎 |
| (2) 予定地 | 土岐市土岐津町土岐口2101番地 |
| (3) 敷地面積 | 14,184.22㎡ |
| (4) 地域地区等 | |
| ・用途地域 | 第2種住居地域 |
| ・指定建ぺい率 | 60% |
| ・指定容積率 | 200% |
| ・日影規制 | 日影測定高さ4mで敷地境界から5～10mの範囲の日影時間は5時間敷地境界から10mを超える範囲の日影時間は3時間 |

- (5) 想定延床面積 8,600㎡～9,900㎡
駐車台数 340台程度
- (6) 概算事業費 40億円程度(庁舎棟工事費のみ)
- (7) 担当部局(事務局)

土岐市総務部新庁舎建設準備室(総合政策課内)

住所 〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
電話 0572-54-1111(内線211、215)
FAX 0572-54-1127
e-mail sosei@city.toki.lg.jp

- (8) 資料等交付

事務局(8:30から17:15まで)及び土岐市ホームページから入手できる。

<http://www.city.toki.lg.jp/>

4 参加資格要件

本市が実施するプロポーザル方式による設計者の選定に参加することができる者は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体とする。

- (1) 単体企業の場合

- ① 土岐市の入札参加資格を有している建築関係建設コンサルタント業務の業種登録事業者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③ 管理技術者及び主任技術者として、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置できる者であること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア. 会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ. 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ. 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ. 銀行取引停止処分がなされている者
- ⑤ 平成27年7月21日から契約締結までの期間に、土岐市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア. 役員等(参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下

「暴力団員」という。)であると認められる者

イ. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑦過去において、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物類型のうち、(四)業務施設の第2類に分類される施設で、延床面積3,000㎡以上の施設の建築設計業務受託実績を有する者であること。

(2) 設計共同企業体の場合

① 設計共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

② 4(1)⑦の受託実績は、構成員のいずれかが有すること。

③ 構成員のすべてが4(1)①から⑥の資格を満たす者であること。

④ 代表者は、出資割合が最大であること。

⑤ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2者である場合にあつては30%以上、3者である場合にあつては20%以上であること。

⑥ 構成員は、他の構成員及びほかの参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

5 配置予定技術者等

(1) 管理技術者(※1)は、一級建築士であること。

(2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。

(3) 管理技術者が記載を求める各担当、主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める意匠担当主任技術者が、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

(4) 意匠業務は再委託しないこと。

(5) 委託条件として、設計にあたっては、市と綿密な打ち合わせを行い、十分意見を反映した設計とすること。

※1「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

6 その他要件

(1) 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、応募者及び協力事務所として参加することはできない。

① 選定委員会の委員(以下、「選定委員」という。)

② 選定委員が属する企業(大学を除く。)又はその企業と資本面若しくは人事面において関

連のある者。

(注) 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関連がある者」とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ③ 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
- ④ 選定委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者。
- ⑤ 他の応募者の協力事務所となること。

(2) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- ② 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合及び既に発表されたものと同一年あるいは類似提案又は盗用した疑いがあると選定委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- ⑥ 選定委員へ接触を行った場合。
- ⑦ その他本要領等に違反するなど選定委員が不適格と認めた場合。

7 スケジュール

		内 容	日 時 等
第一次審査	参加表明書等	参加申込書等の交付	平成27年7月21日(火)～ 平成27年8月14日(金)
		参加申込書等に関する質疑の受付	平成27年7月21日(火)～ 平成27年7月31日(金)
		質疑への回答	平成27年8月7日(金)
		参加申込書等の提出期限	平成27年8月14日(金)
		第一次審査	平成27年8月20日(木)
		結果発表(公表・通知)	平成27年8月24日(月)
第二次審査	技術提案書	技術提案書等に関する質疑の受付	平成27年7月21日(火)～ 平成27年9月4日(金)
		質疑への回答	平成27年9月11日(金)
		技術提案書の提出期限	平成27年9月25日(金)
		第二次審査	平成27年10月上旬
		結果発表(公表・通知)	平成27年10月中旬

8 参加表明書の提出(第一次審査)

技術提案書の提出を希望する者は、以下の要領で参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限：平成27年8月14日（金）（午前8時30分～午後5時15分まで）
- (2) 受付場所：事務局
- (3) 提出部数：各2部
- (4) 提出方法：持参若しくは郵送とする。ただし、郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」若しくは「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。
- (5) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式1）
 - ② 技術資料（様式2～5）
 - ・業務実績を証明する資料（それぞれの実績ごと）
 - ・各技術者の資格の写し
 - ・雇用を証明する資料の写し
 - ③ 一級建築士事務所の登録の写し※提出書類については、全てA4判の用紙を使用（片面）し、横書き左綴じとする。なお、ファイル等には綴じ込まないこと。
- (6) 提出書類の記入上の留意事項
 - (ア) 参加表明書（様式1）
 - ① 単体企業での参加の場合
様式1-1を代表者印を押印のうえ、提出すること。
 - ② 共同企業体での参加の場合
様式1-2～1-4を各構成員の代表者印を押印のうえ、提出すること。
 - (イ) 事務所の同種・類似業務実績（様式2）

次の①、②に該当する同種又は類似の業務実績5件以内を記入する。

 - ①同種業務の実績における対象施設は、平成27年3月31日までに日本国内で竣工し、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物類型のうち、（四）業務施設の第2類に分類される延床面積3,000㎡以上の施設をいう。
 - ②類似業務の実績における対象施設は、平成27年3月31日までに日本国内で竣工し、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物類型のうち、（四）業務施設の第1類に分類される延床面積3,000㎡以上の施設をいう。
 - ③ 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから記入すること。また、同種又は類似業務の実績が合わせて5件に満たない場合は、空欄とすること。
なお、記入した業務については契約書（鏡）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、パース等を提出すること。また、PUBDISの登録がある場合は、その写しも提出すること。
 - ④ 該当する業務実績について、次の項目を記入すること。
 - (i) 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力（協力事務所としての参画）の別を記入すること。
 - (ii) 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入するとともに、元請事務所名について括

弧書きで記入すること。

(iii) 構造・規模・面積の欄には、[構造種別－地上階数／地下階数、延床面積]を記入すること。[例：RC－5F／B1、○○○○㎡]

⑤ 審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」、また、「類似」を「実績無し」として評価することがある。

(ウ) 専門分野別の技術職員数・資格（様式3）

① 当該事務所の専門分野別の技術職員数・資格について記入すること。

② 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないこと。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。

(エ) 管理技術者及び各担当主任技術者等の経歴等（様式4）

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入すること。

① 資格名称

(i) 各技術者について、当該事務所との雇用関係を証する資料（健康保険証の写し等）を添付すること。なお、参加表明書の受付以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係が必要となる。

(ii) 各技術者について、記入した資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。

② 同種・類似業務実績

(i) 同種・類似業務の内容は、前記（イ）①～③の説明と同じ。

(ii) 該当する業務実績については、前記（イ）④にならって記入し、あわせて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。

③ 従事している設計業務

平成27年7月21日現在、従事している設計業務について、関わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。

④ 分担業務分野

提出者において新たに追加する分担業務分野（ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等）がある場合は、主任技術者の経歴等（様式4-4）を提出すること。

(オ) 協力事務所（様式5）

協力事務所がある場合は提出すること。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、又は提出者において新たに追加する分担業務分野（ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

(7) 参加申込書等に関する質疑の受付

(ア) 受付期間：平成27年7月21日（火）～平成27年7月31日（金）

（午前8時30分～午後5時15分まで）

- (イ) 受付場所：事務局
- (ウ) 提出方法所定の様式に記入し、メール、ファクシミリ、持参若しくは郵送とする。なお、持参以外の場合は到着確認を電話により行うこと。
- (エ) 質疑回答：平成27年8月7日（金）午後5時まで随時、ホームページ上において「質疑と回答」を掲載する。
※質問の回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

9 技術提案書の提出（第二次審査）

(1) 技術提案書等に関する質疑の受付

- (ア) 受付期間：平成27年7月21日（火）～平成27年9月4日（金）
（午前8時30分～午後5時15分まで）
- (イ) 受付場所：事務局
- (ウ) 提出方法：所定の様式に記入し、メール、ファクシミリ、持参若しくは郵送とする。なお、持参以外の場合は到着確認を電話により行うこと。
- (エ) 質疑回答：平成27年9月11日（金）午後5時までに随時、ホームページ上において「質疑と回答」を掲載する。
※質問の回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(2) 技術提案書等の提出

- (ア) 提出期限：平成27年9月25日（金）
（土・日・祝日を除き、午前8時30分～午後5時15分まで）
- (イ) 受付場所：事務局
- (ウ) 提出件数：1件
- (エ) 提出部数：10部
- (オ) 提出方法持参若しくは郵送とする。ただし、郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」若しくは「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。
- (カ) 提出書類（任意様式）
 - ①表紙
 - ②業務実施方針説明書
 - ③技術提案書
 - ④参考見積書

(3) 提出資料の記入上の留意事項

- (ア) 技術提案書（様式7）
代表者印を押印のうえ、提出すること。
- (イ) 業務実施方針説明書は、A3判（片面）1枚以内に、また、特定のテーマの技術提案書は特定のテーマ7項目について、各項目ごとにA4判（片面）1枚以内に記載するものとし、文字数は特に制限しない。作成にあたっては、以下の項目に留意すること。
 - ① 本プロポーザルは、提案者の考え方、構想等を問うものであり、文書等は、明瞭に記述すること。

- ② 文字は読みやすいように10.5ポイント以上の文字とする。なお、図、表中の文字については、この限りでないが読みやすさに配慮すること。
 - ③ 業務実施方針説明書及び技術提案書には、提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な会社名等）を記載してはならない。
 - ④ 業務実施方針説明書は、文書を補完するための図や表を使用することは差し支えない。
 - ⑤ 技術提案書は、文書を補完するための写真（カラーコピー可）、イラスト、イメージ図を使用することは差し支えないが（カラー可）、定められた枚数以内で表現すること。
 - ⑥ 具体的な設計図、模型（写真を含む）、透視図等を使用しない。
 - ⑦ 記載すべき内容事項以外の内容を記載しないこと。
- ※④～⑥については、別添「提案の表現について」を参照のこと。

10 受託予定者の選定

(1) 評価基準

評価基準は次による。

第一次審査

評価項目		評価の着目点			評価点	
		判断基準				
第一次審査	(1) 事務所の評価	技術職員数	技術職員数を評価する（21人以上の場合は、満点とする。）		30.0	
		有資格者数	有資格者数を評価する（21人以上の場合は、満点とする。）			
		同種・類似業務の実績	実績の種類・規模・件数について評価する			
	(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格表により評価する	主任技術者	建築（意匠）	31.0
					構造	
					電気設備	
機械設備						
(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある （上記①、②に加え携わった立場も評価する）	管理技術者 主任技術者	建築（意匠）	27.0	
				構造		
				電気設備		
				機械設備		
計					88.0	

第二次審査

業務実施方針については、概ね次のような内容の提案を求め、提案者の積極性や計画の妥当性等を評価する。

評価項目		評価の着目点		評価点	
			判断基準		合計
第二次審査	業務実務方針及び手法（評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う）	業務の理解度及び取り組み意欲	業務内容、業務背景、手続きの理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	10.0	570.0 (95 ×6人)
		業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	10.0	
		特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	70.0 (6項目 合計)	
		見積額	提出された見積額を評価する。	5.0	

■業務実施方針

業務の実施方針として、設計業務の進め方（取組方針、品質確保など）、業務実施体制の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述してください。

■特定のテーマについての技術提案

テーマは次のとおり（3テーマ、6項目）とし、その的確性、独創性、実現性を評価する。技術提案書等の作成にあたっては「土岐市新庁舎建設基本構想」に留意して作成すること。

評価の着目点	特定テーマ	
各特定テーマに対する技術提案の 的確性 独創性 実現性	テーマ1	土岐市の歴史、文化、地勢を踏まえたうえで、土岐市の将来を見据えた庁舎建設に関する考え方
		文化プラザとの機能連携を含め、新庁舎の配置計画に関する基本的な考え方
	テーマ2	防災拠点施設としての役割を十分に果たしている庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画等に関する考え方

		人口減少や少子高齢化が進展し、行政を取り巻く環境が変化する中で、市民が利用しやすく、時代の変化に柔軟に対応可能な庁舎実現のための建築計画に関する考え方
		省エネルギー化等による環境負荷の低減や建設コストの縮減及び維持管理の容易性やランニングコストの低減に配慮した建築計画、建築設備計画に関する考え方
	テーマ3	その他の提案(本市の新庁舎に必要と考えられるテーマについて独自に設定)

(2) 審査

プロポーザルの審査は、土岐市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する土岐市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル選定委員会が行う。なお、選定委員会は、学識経験者および土岐市職員の6名で構成し、そのメンバーは次のとおりである。

委員長	中部大学	教授	林 上
副委員長	名城大学	教授	水尾 衣里
委員	国土交通省中部地方整備局	営繕部整備課長	
委員	土岐市副市長		
委員	土岐市総務部長		
委員	土岐市建設部長		

1 1 第一次審査

参加申込書等により、事務所の能力（業務実績等）や提案チームの能力（技術者の実績等）等を審査し、第二次審査のプレゼンテーション及びヒアリング対象者を特定する。

1 2 第二次審査

第一次審査により特定された者を対象に、技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査のうえ、技術提案書等の評価が最も高い者（受託予定者）1者と次点者1者を特定する。

(1) 日程等

日時及び会場等については第一次審査通過者に別途通知する。

(2) 実施方法

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、本業務を担当する配置予定技術者（様式4-1～3に記載した者）から計5名以内の出席を認めて実施する。ヒアリングは、1者につき20分以内のプレゼンテーションを行い、その後に選定委員による質疑を10分行う。

プレゼンテーションに際しては、会場にホワイトボード、スクリーン、プロジェクター（EPSON EB-1725）、ノート型パソコン（Windows7、PowerPoint2010）を用意している。必要に応じてノート型パソコンの持参は可能である。説明は技術提案書等に基づいて行い、内容の変更、追加

は認めない（部分拡大可）。

(4) 受託予定者の選定

選定委員会は、受託予定者を1者選定する。ただし、受託予定者、次点者以外の企業名は公表しない。

(5) 審査後の通知

審査後、受託予定者名を技術提案書等提出者全員に文書で通知する。

1.3 契約方法等

(1) 受託予定者には、随意契約により土岐市新庁舎建設工事設計業務を委託する。

(2) 受託予定者として選定されたものが、辞退その他の理由により業務委託契約を締結できない場合は、次点者と契約を締結することができるものとする。

(3) 受託予定者として選定されたものが、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなった場合には、契約の締結を行わない場合がある。

1.4 失格条件

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。

(2) 設計案を提出した場合。

(3) 審査結果に影響を与えるよう、工作が行われた場合。

(4) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合。

(5) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合。

(6) この要領に定める手続き以外の方法により、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

(7) 虚偽の内容が記載されている場合。

1.5 その他

(1) 参加申込書及び技術提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、本プロポーザル期間内（選定通知日から決定通知日まで）に本市が実施する、他のプロポーザルの技術者と兼任することはできない。

(3) 技術提案書等の著作権は提出者に帰属するが、受託予定者決定後、必要に応じて市のホームページ等において公表するものとする。

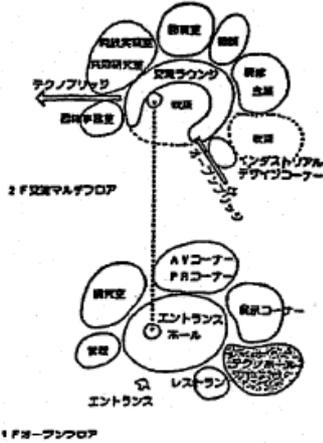
(4) プロポーザルのために本市より受領した資料は、了解なく公表、使用することはできない。

(5) 他の文献を引用した場合は、その出典を明示すること。

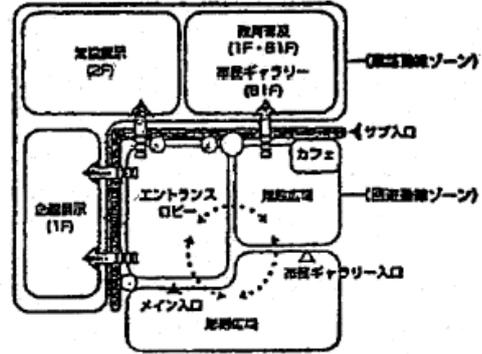
(6) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

(7) 手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。

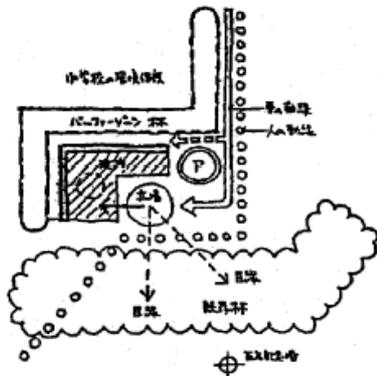
●許される表現例及びその理由



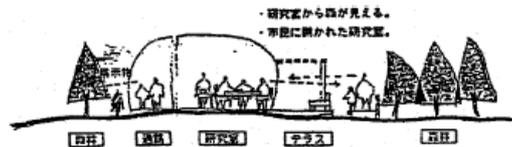
ホール、ラウンジを中心にするという設計の考え方を表現しているものである。



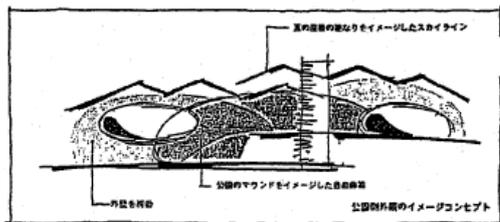
人の動線を説明するとき、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。



人の動線を説明するとき、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。

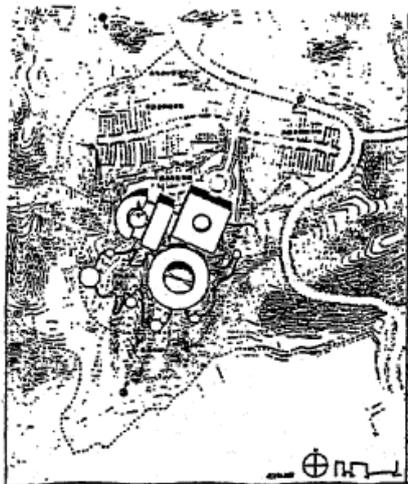


施設と周辺環境との関係をイメージで表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

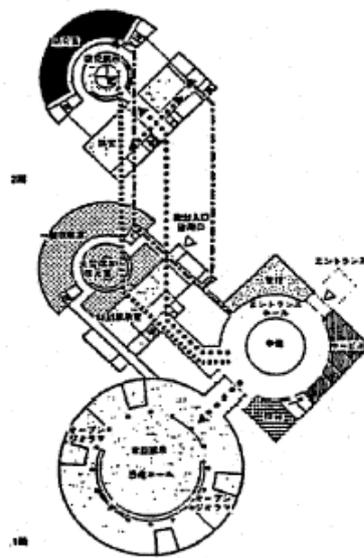


建物のイメージを表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

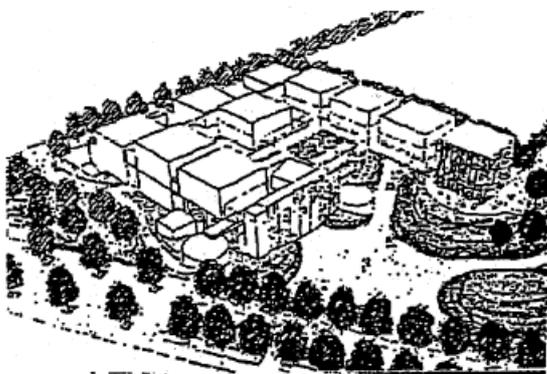
●許されない表現例及びその理由①



建物形状が具体的に表現された、周辺地域も含めた配置図である。



具体的な平面図である。

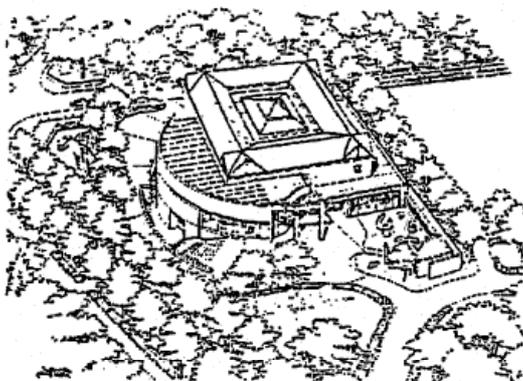


建物の具体的な配置計画やボリューム等が具体的に表現された鳥瞰図である。

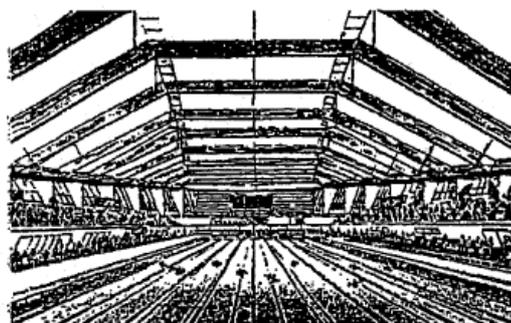


建物の具体的な形状が表現された透視図である。

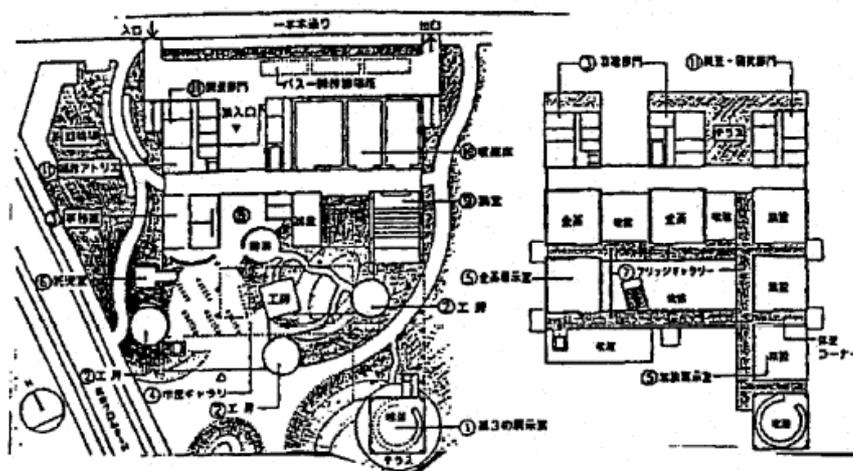
●許されない表現例及びその理由②



外観の形状が具体的に表現された鳥瞰図である。



内観の透視図である。



一定の尺度のもとで作成された具体的な配置図、平面図である。

一般社団法人 公共建設協会が編集・発行の「プロポーザル方式による設計者選定の進め方 - 質の高い建築設計を実現するために - 」より転載